

徳島県告示第二百九十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年五月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
県広報番組「とくしまタイムズ」の制作・放送 五十本
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県知事直轄組織知事戦略局
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和七年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
四国放送株式会社
徳島市中徳島町二丁目五番地二
- 五 契約金額
七十四万五千八百円（一本当たり）
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号